



浅野目 義英(県議・浦和区)
昭和33年生まれ
民主党・無所属の会幹事長
議会運営委員会
次世代人材育成・文化・スポーツ振興
特別委員会

民主党埼玉県第一区
地方議員並びに
県政・市政担当者



井上 将勝(県議・見沼区)
昭和54年生まれ
民主党・無所属の会
福祉保健医療委員会
次世代人材育成・文化・スポーツ振興
特別委員会



神崎 功(市議・緑区)
昭和30年生まれ
民主党さいたま市議団団長
民主党埼玉県連副代表
総合政策委員会、議会改革推進委員



原田 健太(市議・浦和区)
昭和42年生まれ
民主党さいたま市議団政調会長
大都市行財政委員会委員長
文教委員会



高野秀樹(市議・岩槻区)
昭和35年生まれ
民主党さいたま市議団副団長
地下鉄7号線延伸事業化委員会



三神 尊志(市議・見沼区)
昭和55年生まれ
民主党さいたま市議団
総合政策委員会副委員長
見沼田圃将来ビジョン委員会



小柳 嘉文(市議・浦和区)
昭和40年生まれ
民主党さいたま市議団
市民生活委員会
見沼田圃将来ビジョン委員会



武田 和浩(市議・見沼区)
昭和36年生まれ
民主党さいたま市議団
市民生活委員会
地下鉄7号線延伸事業化委員会



松岡 耕一(緑区・県政担当)
昭和51年生まれ
民主党埼玉第1区総支部幹事

岩槻・浦和・緑・見沼区で
武正公一とともに
より良い地域を実現します



石田 昌生(緑区・市政担当)
昭和35年生まれ
民主党埼玉第1区総支部幹事



秋の日帰りバス旅行

平成24年11月24日(土)・11月25日(日)
益子⇒大洗イエローポート⇒かねふくめんたいパーク

詳細は事務所までお問い合わせください



クリスマスパーティ

日時:12月3日(月)18:00開会

会場:浦和コルソ7階

会費:3,000円(小学生以下無料)

※詳細については事務所へご連絡ください。

衆議院議員たけまさ公一 プロフィール

- 昭和36年(1961年)生まれ
●さいたま市立木崎小、木崎中、県立浦和高校、慶応義塾大学法学部政治学科卒業
平成元年、松下政経塾卒業 ●平成11年4月、埼玉県議会議員2期目当選
●平成21年8月30日、衆議院議員4期目当選 ●鳩山内閣外務副大臣、第一次菅内閣外務副大臣歴任
【内閣】第三次野田内閣財務副大臣
【国会】前総務委員長
【民主党】前財務委員長、前税制調査会副会長、前地域主権調査会顧問 【埼玉県連】前代表

たけまさ公一事務所・所在地

- 浦和事務所 さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2階
TEL:048-832-3810 FAX:048-832-3846
■岩槻事務所 さいたま市岩槻区本町5-5-12
TEL:048-749-6801 FAX:048-749-6802
■国会事務所 千代田区永田町2-1-2第2議員会館312
TEL:03-3508-7062 FAX:03-3519-7715



号外

埼玉県(第1区版)
平成24年10月16日号

国政・新時代!

民主党プレス民主編集部
東京都千代田区永田町1-11-1
電話 03-3595-9988(代表)
民主党埼玉県連広報局
さいたま市浦和区高砂3-6-16
電話 048-833-3500
FAX 048-833-3503
URL http://minshu.org
E-mail info@minshu.org

～たけまさ公一衆議院議員国会レポート～ 第144号

《武正公一代議士の実績とビジョン》

日本語教育の充実について・・・外務副大臣当時から注力してきた課題として海外における日本語教育の充実があります。日本との交流の担い手を育てるものであり、日本理解を深め、諸外国との友好関係の基盤をつくるものとして重要です。現在、海外では133か国・地域において、365万人余りが日本語を学習しており(平成21年国際交流基金(JF)調べ)、学習者数は30年間で約30倍増加しています。近年では学習目的も多様化し、就職・留学のような実利志向の強い目的だけでなく、異文化理解やアニメ・マンガなどポップカルチャーへの関心を動機とする学習者が増えています。各国での日本語普及をより効果的に行うため、JFを通じて同基金海外事務所及び日本語教育専門家等が派遣されている大学を中心に、「JFにほんごネットワーク(通称:さくらネットワーク)」を世界100か所以上に展開し、日本語教育の支援に努めていきます。

郵政民営化法改正について・・・10月1日から新体制となった日本郵政グループ。東京駅のオープンに先立ちJPタワーも開業しました。行き過ぎたところのあった民営化の分社化ロス改善のため、日本郵政グループの郵便局会社と郵便事業会社を合併し、5社体制を4社体制へと再編することを柱の一つとし、国民の財産である郵貯・簡保の安定化(ユニバーサルサービス)を図るべく、郵政改革特別委員会筆頭理事として郵政民営化法の成立に尽力しました。数兆円とも言われている株式売却益を東日本大震災の復興財源に充てることも可能となりました。民主党は郵政改革フォローアップWTを立上げ、今後も諸問題の解決に取り組んでいきます。

- 財務副大臣に就任(10月2日)
■国際通貨基金(IMF)と世界銀行年次総会開催(10月9日～10月13日)
■海上保安庁法案改正(8月29日改正・9月25日施行)
■民主党埼玉県第1区地方議員並びに県政・市政担当者

ブログ『今日のたけまさ』日々更新中!
http://ameblo.jp/takemasa-koichi/

皆様のご意見・ご要望をお待ちしています
voice@takemasa-k.jp (アドレスを変更しました)



財務副大臣就任（10月2日）

10月1日に第三次野田佳彦改造内閣が成立をし、10月2日には副大臣・政務官の人事が行われました。武正公一代議士は財務副大臣に就任しました。鳩山由紀夫内閣・第一次菅直人内閣での外務副大臣に続いたの政府入りとなります。夕方には、皇居での認証式に臨み、その後は官邸での副大臣会議、財務省へ初登庁し、政務3役会議を行いました。2名態勢の財務副大臣の内、武正代議士の役割分担は、主計局、理財局、金融関係（日本銀行など）となります。10月5日には日銀金融政策決定会合へ出席をしました。前原誠司経済財政担当大臣も出席をしての会合となりました。10月9日からは東京で48年ぶりに開催される国際通貨基金（IMF）・世界銀行総会に臨みました。11月末には日本の財源がほぼ枯渇してしまう見通しの特例公債法案を与野党の協力をお願いしながら成立をさせなければなりません。12月には来年度の予算編成作業も本格化していきます。

国際通貨基金(IMF)と世界銀行年次総会開催（10月9日～13日）

国際通貨基金(IMF)と世界銀行の年次総会が10月9日から10月13日の間で開催されました。日本での開催は昭和39年以来48年ぶりとなります。東京都と仙台市を会場として、加盟する188カ国の財務相や中央銀行総裁などが参加しました。会議では欧州債務危機など世界経済の課題についても議論を進めましたが、東日本大震災からの復興をアピールするためにも、10月9日から10日には仙台市で日本政府と世界銀行による防災と開発に関する会合を開催しました。被災地を視察する機会を設けることにより、震災の経験を共有しながら防災の重要性を確認しました。

10日には、IMFとの朝食会を超党派の世界銀行議連が主催し、武正代議士もメンバーとして参加しました。この日は、世界銀行のキム総裁とデビット・リプトンIMF筆頭副専務理事が出席し、意見交換を通じて震災復興とともに日本経済の建て直しと財政再建の両立への強い期待が述べられました。

11日には、IMF世界銀行大会プログラムである「民間部門における女

性：開発と事業」セッションで武正代議士が冒頭の挨拶を担当しました。「女子の社会進出の必要性にとって教育の機会均等はほぼ達成してきたものの事業や仕事の面では改善の余地があること。特に、事業を行う上での資金調達面、経営指導面での取り組みの必要性」について触れました。アンステイ世界銀行専務理事に続き、サーリーフ・リベリア大統領が基調演説を行い、その後、ビッグスカナダ国際開発庁長官、オーストラリアウェストバック銀行のラク・リーマーさんも加わり、トンプソンさんの司会でパネル討議を行いました。閉会の挨拶はキム世界銀行総裁が務めました。サーリーフ大統領はアフリカ初の女性大統領で、昨年のノーベル平和賞の受賞者です。また、同日、日米欧の先進7カ国（G7）財務相・中央銀行総裁会議が開かれ、欧州危機への対応などを話し合い、民主化が進むミャンマーを支援する国際会議も行われました。

12日には、IMF・世界銀行年次総会が東京国際フォーラムで開催され、皇太子殿下のご臨席を仰ぎ、議長にレバノン中央銀行サラーム総裁、両脇にはIMFラガルト専務理事と世界銀行キム総裁が座り、議長挨拶の後にラガルト専務理事とキム総裁から報告が行われました。各地域での取り組みの紹介も含め、それぞれの課題への取り組みについて触れられました。夜は総理主催レセプションが行われ、各国国務大臣、中央銀行総裁などと意見交換を行いました。

海上保安庁法案改正（8月29日成立・9月25日施行）

海上保安庁法案改正案が8月29日に成立をし、9月25日から施行されました。それまでは、海上から続く不法行為についてのみ地上での警察権が認められていましたが、今回の改正により、海上保安官の警察権が海上だけでなく離島上にも拡大したことにより離島に不法上陸した外国人の犯罪にも警察官に代わって捜査・逮捕ができることになり、今まで以上に迅速に対応できることになりました。

また、海上保安庁法の改正に伴って外国船舶航行法も改正されました。正当な理由がないにも関わらず領海内で停泊、周回する外国船などの不審船に対して、立ち入り検査を行わなくても退去命令を出せるようになりました。